

北海道選挙管理委員会告示第70号

令和3年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年12月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,707
3分の1の数	660,669

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,112	根室市	7,034
札幌市北区	80,748	千歳市	27,383
札幌市東区	74,785	滝川市	11,353
札幌市白石区	61,829	登別市	13,468
札幌市厚別区	36,568	恵庭市	19,689
札幌市豊平区	65,209	伊達市	9,539
札幌市清田区	31,411	北広島市	16,518
札幌市南区	39,374	北斗市	12,751
札幌市西区	62,463	空知地域	48,030
札幌市手稲区	40,179	石狩地域	21,806
函館市	72,948	後志地域	24,736
小樽市	32,911	胆振地域	14,664
旭川市	94,905	日高地域	18,014
室蘭市	23,534	渡島地域	24,688
釧路市	47,590	檜山地域	10,001
帯広市	47,273	上川地域	35,744
北見市	33,115	留萌地域	12,538
岩見沢市	22,901	宗谷地域	8,042
網走市	9,787	オホーツク東地域	16,424
苫小牧市	48,048	オホーツク西地域	18,636
稚内市	9,332	十勝地域	47,398
江別市	34,154	釧路地域	16,614
名寄市	7,729	根室地域	13,154

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,344
	3分の1の数	122,390
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,663
	3分の1の数	155,522
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,744
	3分の1の数	156,198
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,678
	3分の1の数	77,961